京都市教職員の給与,勤務時間等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京都市長門川大作

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第9項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に 改める。

附則第10項中「平成33年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附則第22項を附則第23項とし、附則第21項を附則第22項とし、附則第20項の前の見出しを削り、同項を附則第21項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第19項を附則第20項とし、附則第15項から附則第18項までを1項ずつ繰り下げ、附則第14項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第13項を附則第14項とし、附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項各号列記以外の部分中「平成33年3月31日」を「令和8年3月 31日 | に改め、同項の次に次の1項を加える。

12 一の教職員が前項の規定により住居手当の支給を受けることができる期間は、一の住宅につき60月を限度とする。この場合において、教職員と別

## 2 (議第41号)

に定める者とが同一の住居について住居手当の支給を受けたときは、これ らの者を一の教職員とみなす。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

住居手当の特例措置を延長する等の必要があるので提案する。